

# 利用料金表（船橋市）※他市については、お問い合わせください

## 【訪問介護料金表 基本料金・通常時間】要介護 1～要介護 5

サービスの内容 1回あたりの所要時間		利用者負担金 ※（注1・2）参照		
		1割	2割	3割
身体介護 中心型	20分未満	177円	354円	530円
	20分以上30分未満	265円	529円	794円
	30分以上1時間未満	420円	839円	1,259円
	1時間以上1時間30分未満	615円	1,230円	1,844円
	1時間30分以上	30分増す 毎に89円	30分増す 毎に178円	30分増す 毎に267円
生活援助 中心型	20分以上45分未満	194円	388円	582円
	45分以上	239円	477円	716円

上記料金表に、介護職員等処遇改善加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅱが加わります。

## 【船橋市介護予防訪問型サービス料金表】要支援1～要支援2

サービス内容 ※身体介護及び生活援助のみ （1月あたり）		利用者負担金		
		1割	2割	3割
介護予防訪問型サービスⅠ	週1回程度の利用が必要な場合 （要支援1・要支援2）	1,275円	2,550円	3,825円
介護予防訪問型サービスⅡ	週2回程度の利用が必要な場合 （要支援1・要支援2）	2,547円	5,093円	7,639円
介護予防訪問型サービスⅢ	Ⅱを超える利用が必要な場合 （要支援2）	4,040円	8,080円	12,120円

上記料金表に、介護職員等処遇改善加算Ⅰが加わります。

## 【自費サービス】

家事援助（開始から30分）	身体援助（開始から30分）	通院付添（開始から30分）
1,000円	1,250円	1,000円

（注1）「身体介護」及び「生活援助」において、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改訂されます。

（注2）早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※地域加算として、船橋市1単位10.84円となります。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）24.5%を、訪問介護サービス総単位に対してかけた料金になります。

※特定事業所加算Ⅱは、所定単位数に10%を掛けた料金になります。（要支援1・2は除く）